

制限付き一般競争入札参加者募集要領

1 対象業務等

- | | | |
|---------------|---|------------|
| (1) 対 象 業 務 名 | } | 【別記】1 のとおり |
| (2) 委 託 場 所 | | |
| (3) 履 行 期 間 | | |
| (3) 業 務 概 要 | | |
| (4) 支 払 条 件 | | |

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、入札参加申請書等提出期限日現在において次に掲げる要件をすべて満たす者で、仙台市水道局の審査により入札参加資格があると認められた者(以下「入札参加資格者」という。)とする。

- (1) 仙台市水道局契約規程(昭和39年仙台市水道局規程第17号(以下「規程」という。))第4条に規定する一般競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当しない者であること
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと
- (5) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱(昭和60年11月1日管理者決裁)第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと
- (6) 仙台市水道局入札契約暴力団等排除要綱(平成20年10月31日管理者決裁(以下「要綱」という。))別表に掲げる措置要件に該当しないこと
- (7) 【別記】2に定める資格に該当する者であること

3 入札参加申請

本入札の参加希望者は、2に掲げる入札参加者に必要な資格を有することを証明するため、次に従い、一般競争入札参加申請書(添付書類の提出が必要な場合はそれらを含む。以下「申請書類」という。)を提出し、本局から入札参加資格に必要な資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書類を提出しない者及び入札参加者に必要な資格がないと認められたものは、本入札に参加することができない。

- (1) 提出書類
【別記】3のとおり
- (2) 提出書類の交付期間及び場所
【別記】3のとおり。
- (3) 提出方法、提出期限及び提出先
【別記】3のとおり

4 仕様書等に対する質問・回答

- (1) 仕様書等の配布
対象業務に係る仕様書等の配布については、【別記】4に定める。
- (2) 仕様書等に対する質問
入札参加申請者は、仕様書等に対する質問(見積に必要な事項に限る。)がある場合は、【別記】4に定める質問期間に質疑応答書を提出すること。
- (3) 質問に対する回答
質問に対する回答は、【別記】4に示す期間に閲覧に供す。

5 入札参加資格の審査及び審査結果の通知

審査結果は【別記】5に定める日に、一般競争入札参加資格確認通知書により入札参加申請者全員に、簡易書留郵便により通知する。この場合、入札参加資格を有しないとした者はその理由を付す。

6 入札参加資格を有しないとした者から理由の説明請求及び請求に関する審査

(1) 理由説明請求

入札参加資格を有しないとされた者は、【別記】6に定める期間に書面(任意様式)を提出し、その理由について説明を求めることができる。

(2) 上記(1)による請求がなされたときは、理由説明請求に対する回答書により速やかに回答する。この場合、請求内容に正当な理由がないとした者には、その理由を付す。

7 入札及び開札の日時及び場所

【別記】7に定めるとおり。

8 入札保証金

入札保証金は免除する。

9 契約保証金

契約保証金は免除する。

10 入札及び開札方法等

(1) 入札書は入札日に持参することとする。

(2) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、図面及び契約書案並びに規程を熟知の上、入札をしなければならない。

(3) 入札参加者又はその代理人は、本入札に参加する他の入札参加者の代理人となることはできない。

(4) 入札室には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び下記(20)の立会い職員以外の者は入室することができない。ただし、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(5) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。

(6) 入札参加者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札関係職員に一般競争入札参加資格確認通知書（5の手続きにより本局から交付を受けたもので、写しによることができる。）及び身分を確認できるもの（マイナンバーカード、自動車運転免許証、会社発行の写真付身分証等ですべて原本）並びに代理人をして入札させる場合においては入札権限に関する委任状（水道局様式によること。）を提出しなければならない。

(7) 入札参加者又はその代理人は、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することができない。

(8) 入札室において、次の各号の一に該当する者は、当該入札室から退去させるものとする。

ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るため連合をした者

(9) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）は、水道局様式による入札書を作成し、提出すること。なお、入札書には、次の事項を記載すること。

ア 件名（【別記】1のとおり）

イ 入札金額 総額（消費税及び地方消費税額抜き）で入札すること

ウ 日付（入札日を記入すること。）

エ 宛て先（「仙台市水道事業管理者」と記入すること。）

オ 入札参加者本人の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）

カ 入札者氏名

- (10) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示に限る。
- (11) 入札書は封筒に入れ、かつ、その封皮に入札参加者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）、件名及び入札日を表記し、7に示した日時、場所において提出しなければならない。
- (12) 入札金額は、一切の諸経費（ただし、仕様書において発注者が負担することとしているものを除く）を含めて見積もった金額とすること。
- (13) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約予定金額）とするので、入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から課税時の消費税率により算出した消費税相当額を減じた金額を入札書に記載すること。
- (14) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）は、再度入札等に備えること。
- (15) 入札書及び委任状は、ペン又はボールペンを使用すること（えんぴつ等の容易に消去可能な筆記用具は使用しないこと）。
- (16) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）から提出された書類を本局の審査基準に照らし、採用し得ると判断した者のみを落札決定の対象とする。
- (17) 入札金額の訂正は認めない。
- (18) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (19) 入札執行主務者は、入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札参加者又はその代理人を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。
- (20) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない本局職員を立ち会わせてこれを行う。
- (21) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）の入札のうち予定価格以下の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行うことがある。なお、再度の入札を辞退する者は入札室から退室しなければならない。この場合、辞退届の提出は不要とする。

11 無効の入札

次の各号の一に該当する入札書は無効とし、無効の入札書を提出したものを落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、本局より入札参加者に必要な資格がある旨確認された者であっても、開札時点において、2に掲げる資格のないものは、入札参加者に必要な資格のない者に該当する。

- (1) 2に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 要綱第4条第1項の規定により、入札参加資格を失った者の提出した入札書
- (3) 件名又は入札金額の記載のない入札書（「0円」または「無料」等の記載は入札金額の記載のない入札書とみなす。）

- (4) 入札参加者本人の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）並びに入札者氏名の記載のない又は判然としない入札書
- (5) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）並びに入札者氏名（代理人の氏名）の記載のない又は判然としない入札書
- (6) 件名の記載に重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (8) 入札金額を訂正した入札書
- (9) 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書
- (10) 再度入札において初回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
- (11) 7 に示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (12) 入札が真正なものであることが確認できない入札書
- (13) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- (14) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）」に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (15) 当該入札の辞退を表明している入札書（辞退届その他の書類を投函した場合も含む。）
- (16) その他入札に関する条件に違反した入札書

12 落札者の決定

落札者は、次の要件に該当するものとする

- (1) 本入札は、令和 8 年度予算の成立を前提とした契約準備行為として行うものであるため、落札決定は令和 8 年度予算が発効する令和 8 年 4 月 1 日に、次の(2)(3)において決定した落札候補者に対し行うものとする。ただし、当該調達にかかる令和 8 年度予算が成立しない場合、本入札は無効とする。
- (2) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格以下で最低の価格をもって申込みをした者を**落札候補者**とする。
- (3) **落札候補者**となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者（入室していた代理人を含む）にくじを引かせて**落札候補者**を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者がいるときは、当該入札執行事務に関係のない本局職員にこれに代わってくじを引かせ、**落札候補者**を決定する。くじ引きの辞退は、これを認めない。
- (4) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。
- (5) 落札者が、規程第 10 条で定める期日まで、契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

13 入札公告等の要件に該当しなくなった場合の取扱い

仙台市水道局の審査により入札参加資格があると認められた者が、入札参加申請書提出期限日の翌日から入札の日までに次に掲げるいずれかの事由に該当することになったときは、入札に参加することができないものとする。また、入札後契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該落札決定を取り消し契約締結は行わない。この取扱いにより、落札候補者又は落札者に損害が発生しても、本局は損害する責を負わない。

- (1) 「2 入札参加資格」の各号のいずれかに該当しないこととなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書またはその他提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになった

とき。

- (3) 要綱別表に掲げる措置要件に該当したとき。

14 留保条項

- (1) 本入札は、令和 8 年度予算の成立を前提とした契約準備行為であるため、落札決定は令和 8 年度予算が発効する令和 8 年 4 月 1 日に行うものとし、当該調達にかかる令和 8 年度予算が成立しない場合、本入札は無効とする。
- (2) 契約確定後も仙台市入札等監視委員会から通知を受けた場合は、事情変更により契約解除をすることがある。

15 契約方法

契約金額は、入札金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

16 契約の条件

- (1) 落札者は、交付された契約書に記名押印し、契約書の取交わしを行うものとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本契約は本局と契約の相手方との双方が契約書に記名して押印しなければ、確定しないものとする。

17 契約条項

別添契約書案、規程による。

18 その他必要な事項

- (1) 入札をした者は、入札後、この入札説明書、契約書案、仕様書、図面、質疑応答書についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (2) 競争入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争入札参加者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 本契約は、地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約である。契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、当該契約の変更又は解除をすることがある。また、本局は当該事由に係る本契約の変更又は解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

19 記載内容についての問い合わせ先

仙台市太白区南大野田 29 番地の 1
仙台市水道局総務部財務課契約係
電話 022-304-0012

注 意 事 項

※ 一般競争入札参加資格確認通知書は再発行いたしません。

※ 下記の書類が不備の場合、失格又は入札無効となる場合がありますので、ご注意願います。

○ 申請時の提出書類

No	項 目
1	一般競争入札参加申請書（別紙様式1）
2	類似運転管理業務の実績調書（別紙様式2）
3	類似運転管理業務の契約書（仕様書を含む）の写し及び業務実績を確認できる書類（仕様書等）の写し
4	業務責任者に関する調書（別紙様式3）
5	水道技術管理士の登録証の写し（3種以上に限る）
6	乙種第4種危険物取扱者免状の写し
7	第2種電気工事士の免状の写し
8	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技術講習の修了証の写し
9	特定化学物質等作業主任者の講習修了証の写し

○ 入札時の提出書類等

No	項 目
1	一般競争入札参加資格確認通知書（写し可）
2	身分を確認できるもの（マイナンバーカード、免許証、会社発行の写真入り身分証明書等。ただし、すべて原本に限る。写真付名刺は不可）
3	委任状（代理人が入札する場合のみ。本局様式に限る）
4	入札書（本局様式に限る）
5	入札用封筒（入札件名・会社名・入札年月日を記入すること）

【別記】 (整理番号 2 6 3 0 0 9)

1 対象業務の概要

- (1) 対象業務名
水国浄 第 2026-3 号 熊ヶ根浄水場運転管理業務委託
- (2) 委託場所
仙台市青葉区大倉字下窪 3-1 外 8 箇所
- (3) 履行期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
(地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約)
- (4) 業務概要
別添特記仕様書のとおり
- (5) 支払条件
別添契約書案による

2 入札参加資格

- (1) 仙台市競争入札参加資格者名簿の「サービス」に登載されていること。
- (2) 仙台市内に本店又は支店、営業所を有する者であること。
- (3) 資本金 10,000 千円以上であること。
- (4) 単体企業による参加であること（共同企業体による参加は認めない。）
- (5) 国または地方公共団体が発注した以下のア及びイの条件を満たす施設での業務を、同一施設で 3 年連続して履行した元請けとしての実績を有するもの。
ア 平成 22 年度以降に実施した、施設能力 1,000 m³/日以上 of 薬品沈澱・急速ろ過方式 of 浄水場における、製品である水の水質が水道法第 4 条に基づく水質基準を超えない運転管理業務
イ 平成 22 年度以降に実施した、施設能力 100 m³/日以上 of 膜ろ過方式 of 浄水場の維持管理業務
- (6) 以下のアからオの者を各 1 名以上専任で常駐配置できること（同一人物の重複は差し支えない）。
ア 水道技術管理士 3 級以上を有する者
イ 乙種 4 類危険物取扱者を有する者
ウ 第 2 種電気工事士を有する者
エ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者
オ 特定化学物質作業主任者の資格を有する者

3 入札参加申請手続き等

- (1) 提出書類
① 一般競争入札参加申請書（別添様式 1）

- ② 類似業務の実績調書（別添様式 2）及び記載内容が確認出来る書類
 - ア 実績調書に記載された業務の契約書の写し
 - イ 業務実績を確認出来る書類（仕様書等）の写し
 - ③ 業務責任者に関する調書（別添様式 3）
 - ④ 水道技術管理士の登録証の写し（3 種以上に限る）
 - ⑤ 乙種第 4 種危険物取扱者免状の写し
 - ⑥ 第 2 種電気工事士の免状の写し
 - ⑦ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技術講習の修了証の写し
 - ⑧ 特定化学物質等作業主任者の講習修了証の写し
 - ⑨ その他必要と認めるもの
- (2) 提出書類（様式）の配布期間・場所
令和 8 年 1 月 14 日(水)から仙台市水道局ホームページ
(https://www.suidou.city.sendai.jp/nx_html/07-jigyousha/07-110-od2025.html) からダウンロードすること。
- (3) 提出方法
入札参加申請に必要な書類(添付書類を含む)は持参又は配達証明付き書留郵便により提出すること。
- (4) 提出期限
令和 8 年 2 月 3 日(火) 午後 3 時までに必着
- (5) 申請書の送付先
郵便番号 982-8585（専用郵便番号）
仙台市太白区南大野田 29-1
仙台市水道局総務部財務課契約係

4 仕様書等の閲覧及び質疑応答等

- (1) 仕様書の閲覧期間
令和 8 年 1 月 14 日(水)から仙台市水道局ホームページ
(https://www.suidou.city.sendai.jp/nx_html/07-jigyousha/07-110-od2025.html) からダウンロードすること。
- (2) 参考資料（図面）の貸出 ※ホームページ掲載資料と同じものです
図面については、以下のとおり直接窓口でも貸出を行い、郵送による貸出は認めない。
- ア 貸出場所
仙台市水道局財務課契約係
- イ 貸出の申込み
- ① 申込期限 令和 8 年 1 月 14 日から令和 8 年 2 月 3 日 午後 3 時まで
 - ② 申込方法 別添様式「資料貸出申込書」に必要事項を記載のうえ、上記アに提出すること。（持参すること。）
- ※貸出の際は、身分を確認できるもの（マイナンバーカード、自動車運転免許証、会社発行の写真付身分証ですべて原本）を提示すること。

ウ 資料の返却

一般競争入札参加申請書等の提出を行わなかった場合は、当該申請書等の提出期限（令和 8 年 2 月 3 日(火)）までに返却すること。一般競争入札参加申請書等の提出を行った場合は、入札日（令和 8 年 2 月 27 日(金)）又は入札辞退日までに上記アに持参すること。

(3) 質疑応答書の提出期限

令和 8 年 2 月 3 日(火) 午後 3 時必着とする

- ・ 持参又は配達証明付き書留郵便により提出すること
- ・ 封筒表面に「〇〇業務委託に係る質疑応答書」と記すこと。

(4) 質問に対する回答期限

令和 8 年 2 月 13 日(金)から仙台市水道局ホームページ

(https://www.suidou.city.sendai.jp/nx_html/07-jigyousha/07-110-od2025.html)において回答する。

5 入札参加資格の審査結果発送予定日

令和 8 年 2 月 13 日(金)

6 入札参加資格を有しないとした者からの理由説明請求及び回答

(1) 書面(任意様式)の提出期限

一般競争入札参加資格確認通知書を受け取った日から 2 日以内に提出すること。

午前 9 時から午後 3 時まで(土・日曜日及び祝日を除く。)

(2) 提出場所

郵便番号 982-8585

仙台市太白区南大野田 29 番地の 1

仙台市水道局総務部財務課契約係

(3) 提出方法

持参または配達証明付き書留郵便により提出すること。

7 入札の執行日時・場所

(1) 入札日時

令和 8 年 2 月 27 日(金) 14 時 00 分

(2) 入札場所

仙台市太白区南大野田 29 番地の 1 仙台市水道局 4 階入札室